

## 県立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 A (男)
- 2 年 齢 50歳代
- 3 所 属 福岡地区の県立高等学校
- 4 職 名 主任実習助手
- 5 処分時期 令和5年7月28日
- 6 処分の程度 停職12月
- 7 処分の理由

被処分者は、令和5年5月14日(日)の早朝から熊本県阿蘇郡内のゴルフ場でゴルフをするため、前日のうちに同ゴルフ場近くのコンビニエンスストアまで移動して車中泊しようと考え、同年5月13日(土)午後4時頃、自家用車で福岡市内の自宅を出発した。その際、自宅にあった日本酒を持参した。

車中泊の予定地であるコンビニエンスストアには同日午後8時頃到着し、同店で焼き鳥とおにぎり、缶酎ハイ(350ml)1本を購入して、午後9時30分頃までの間に車中で食事をしながら、購入した缶酎ハイ1本と自宅から持参した日本酒をコップ2杯(330ml程度)飲酒し、午後10時30分頃には車中で就寝した。

翌5月14日(日)午前4時25分に起床し、すぐに自家用車を運転して、同ゴルフ場に向けて出発したところ、2.5kmほど運転を続けた場所で熊本県警のパトカーに停止を命じられ、呼気の検査を受けた結果、呼気から0.2mg/lのアルコールが検出されたため、同日午前4時30分から40分頃、酒気帯び運転の疑いで検挙された。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。